

## 地方選挙における政党その他の政治団体等の政治活動の規制

選挙が行われていない時期に、政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動にわたらない政治活動を行うことは原則的には自由ですが、特定の選挙が行われるときに、その選挙期日の告示の日から選挙の期日までの間は、その区域内における特定の政治活動について制限されます。

選挙の種類 政治活動の態様	① 参議院議員、県知事・ 県議会、及び市長の選 挙	② 市議会議員の選挙	①と②の選挙が重複し行 われるときの重複する期 間
政談演説会の開催	確認団体だけができる。 〔ただし、これらの 選挙の投票日は確認 団体であっても禁止〕	自 由	確認団体だけができる。 〔ただし、これらの 選挙の投票日は確認 団体であっても禁止〕
街頭政談演説の開催	〃	〃	〃
宣伝告知のための自動車 及び拡声機の使用	〃	〃	〃
ポスターの掲示	確認団体だけができる。 〔なお、これらの選 挙の投票日も掲示し ておくことができる〕	〃	確認団体だけができる。 〔なお、これらの選 挙の投票日も掲示し ておくことができる〕
立札及び看板類の掲示(政 党その他の政治団体の本部又は 支部の事務所に掲示するものを 除く。)	確認団体だけができる。 〔ただし、これらの 選挙の投票日は確認 団体であっても禁止〕	〃	確認団体だけができる。 〔ただし、これらの 選挙の投票日は確認 団体であっても禁止〕
ビラ(これに類する文書図画を 含む。)の頒布(散布を除く。)	〃	〃	〃
連呼行為(政談演説会の会場、 街頭政談演説の場所及び午前8 時から午後8時までの間、政治 活動のためにする場合に限る。)	〃	禁 止	〃
掲示又は頒布する文書図 画(新聞紙、雑誌並びにインタ ーネット等を利用する方法によ り頒布されるものを除く。)へ の特定候補者の氏名等記 載	禁 止	禁 止	禁 止
国又は地方公共団体が所 有し、又は管理する建物 (専ら職員の居住の用に供され ているもの、及び公営住宅を除 く。)での、文書図画(新聞 紙及び雑誌を除く。)の頒布(郵 便等又は新聞の折り込みの方法 による頒布を除く。)	禁 止  〔ただし、確認団体 だけは左記の建物が 政談演説会場である ときはできる。〕	禁 止	禁 止  〔ただし、確認団体 だけは左記の建物が 政談演説会場である ときはできる。〕
選挙運動期間前に掲示さ れたポスターの氏名等を 記載された者にかかるポ スター	その者が候補者となった 日のうちに撤去	その者が候補者となった 日のうちに撤去	その者が候補者となった 日のうちに撤去

※ 市議会議員選挙においては、「確認団体」制度はありません。確認団体のある選挙と同時に行為が行われるときは、「自由」とした欄については禁止されます。